

対象事業種別等について

整備区分 補助対象 となる事業種別		創設	増築	改築	大規模 修繕等	スプリンクラー 設備等 整備	老朽民間 社会福祉 施設整備	避難ス [°] ース 整備
障害 福祉サ ービス 事業所	療養介護	○	○	○	○	○	○	○
	生活介護	○	○	○	○	○	○	○
	自立訓練	○	○	○	○	○	○	○
	就労移行支援	○	○	○	○	○	○	○
	就労継続支援	○	○	○	○	○	○	○
障害者支援施設		○	○	○	○	○	○	○
居宅 介護 事業所	居宅介護事業所	○	○	○	○			
	重度訪問介護事業所	○	○	○	○			
	同行援護事業所	○	○	○	○			
	行動援護事業所	○	○	○	○			
短期入所事業所		○	○	○	○			○
就労定着支援事業所		○	○	○	○			○
自立生活援助事業所		○	○	○	○			○
共同生活援助事業所		○	○	○	○			○
相談支援事業所		○	○	○	○			
身体 障害者 社会参 加支援 施設	補装具製作施設	○	○	○	○	○	○	
	盲導犬訓練施設	○	○	○	○	○	○	
	点字図書館	○	○	○	○	○	○	
	聴覚障害者情報提供施設	○	○	○	○	○	○	
児童 福祉 施設	福祉型障害児入所施設	○	○	○	○	○	○	○
	医療型障害児入所施設	○	○	○	○	○	○	○
	福祉型児童発達支援センター	○	○	○	○	○	○	○
	医療型児童発達支援センター	○	○	○	○	○	○	○
児童発達支援事業所		○	○	○	○	○	○	○
放課後等デイサービス事業所		○	○	○	○	○	○	○
居宅訪問型児童発達支援事業所		○	○	○	○			
保育所等訪問支援事業所		○	○	○	○			
障害児相談支援事業所		○	○	○	○			
福祉ホーム					○	○		

整備区分及び整備内容について

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。
増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改築	<p>既存施設の改築※整備（一部改築並びに倒壊等の危険性のある障害者施設等の耐震化及び津波対策としての高台への移転を図るための改築を含む。）をすること。</p> <p>※ 建物を取り壊して新たに整備することをいう。</p>
大規模修繕等	施設及び付帯設備の一部改修、内部改修工事等の整備をすること。
スプリンクラー設備等整備	既存施設において、消防法施行令（昭和36年3月25日政令第37号）及び同法施行規則（昭和36年4月1日自治省令第6号）に定める設備、設置基準及びこれに準じた措置に基づいて設置するスプリンクラー設備等の整備事業。
老朽民間社会福祉施設整備	老朽化が著しく火災等の災害の発生の危険性が大きいものなど入居者の防災対策上、万全を期し難いものについて、入居者の安全性を確保するために行う改築整備事業（一部改築を含む）。
避難スペース整備	災害時に備え、社会福祉法人等が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律による障害福祉サービス事業所や障害児施設に障害者等の受け入れが可能となる避難スペースを一体的に整備する事業。

※ 詳細については、国の交付要綱等（山口県庁Webサイトに掲載）を御参照ください。